



## 第 17 回 : Paycheck Protection Plan (PPP) Update – 給与保護プログラムのアップデート

今回のニュースレターは、最近動きが無かった Paycheck Protection Plan (PPP) について、SBA (中小企業庁) と財務省から返済免除の手続きに関して部分的なアップデートがありましたので、お伝えします。

### 簡易版返済免除申請書の発表

2020年10月8日にSBAと財務省が、**\$50,000 以下の PPP ローンを受けた企業のみを対象**にした簡易版の返済免除申請書 (PPP Loan Forgiveness Application Form 3508S) を発表しました。今回の簡易版の発表により、ローン額が\$50,000 以下の場合には、下記の条件が除外されることになりました(PPPの詳しい条件については、ニュースレターの第1号と第8号をご参照ください)。

### 返済免除額の減額条件の排除

従来の PPP では、Covered Period と呼ばれるローンの使用期間 (ローンを受けた時期により、8 週間又は 24 週間) に以下が生じた場合には、返済免除額が減額されることになっていました。

- Fulltime 又は Fulltime Equivalent Employees が減った場合
- 給与額が\$100,000 以下の社員の給与を 25%以上減らした場合

今回の発表により、\$50,000 以下のローンを受けた企業についてのみ、Form 3508S を使用することで上記の条件が排除されることになりました。また Form 3508S は、ローンの免除額の計算過程の開示についても省略されています。\$50,000 超のローンを受けた企業については、この Form の使用は認められず、現時点では今まで通り 6 月 5 日に発表された PPP 柔軟化法 (PPPFA) に従うことになります。

### PPP の現状

8 月初めに予算を残したまま PPP の新規受付が停止され、その後は返済免除の手続きの詳細などが不明瞭な状態が続いていました。PPP の貸し手となった各銀行は 8 月 10 日から、PPP ローンを受けた企業から提出された返済免除の申請書を SBA に提出しており、今までに 96,000 件の申請が行われました。しかし政治系メディアの Politico の報道によれば、9 月 27 日の時点で SBA は、これらの申請書を 1 件も承認も否定もしないまま未処理となっており、支払いを受けた銀行はないとしています。また 96,000 件は PPP ローンを受けた企業全体のわずか 2%に当たり、ほとんどの企業が今すぐに返済免除申請することをためらっていることが窺えます。

今月 10 月 2 日から SBA が返済免除申請の処理と銀行への支払いを開始したという報道もありますが、返済免除の手続きに関しては未だ多くの質問が残されたままとなっており、銀行側は政府に対して、詳しい説明と処理作業の簡易化を求めています。米国の大手金融機関を代表してロビー活動を行う利益団体の Bank Policy Institute (BPI) や類似団

体は、現在の返済免除の手続きは不明確で銀行側の負担が大きすぎるとして、\$150,000 以下の PPP ローンについてはほぼ自動的に返済免除とするようロビー活動を続けており、これを盛り込んだ法案は今のところ可決には至っていません。財務長官はこの件について、その可能性を支持しながらも、自動的に免除になると不正が見逃されてしまうことへの懸念を表明しています。

## 今後の動向

コロナウイルス対策法の追加法案については、7 月後半から共和党と民主党の間話し合いが未だに続いており、PPP の返済免除手続きの簡易化と PPP の追加予算についても、この法案の重要な点の一つと考えられています。大統領選前になるか後になるか、現時点でははっきりしませんが、近いうちに PPP の今後を含めたこれらの法案の結論が出るが見込まれているため、それまでは貸し手も借り手も申請を控えて静観するのが大半となりそうです。全米で 70 万社近くの中小企業に人事・給与処理サービスを提供している ADP は PPP ローンを受けた企業に対して、Covered Period の最終日から 10 か月間は返済免除手続きを行う猶予期間があるので急ぐ必要は無いとし、また返済免除の書類をまだ受け付けていない銀行もあるので、ローンを受けた銀行に返済免除の受付を開始しているか直接確認しておくように勧めています。

PPP の返済免除申請について、SBA が発表した現時点での最新の Q&A は[こちら](#)、PPP についての最新の Q&A は[こちら](#)で確認できます。弊社ニュースレターでも更新があり次第、随時お伝えしていきます。

By 秋保 絵美子  
Fair Consulting USA Inc.  
Los Angeles Office

### お問い合わせ

Fair Consulting USA Inc.  
21250 Hawthorne Blvd, Suite 500, Unit #48, Torrance, CA 90503  
Tel: +1-310-792-7059  
◇ 涌井 正晴  
Email: [ma.wakui@faircongrp.com](mailto:ma.wakui@faircongrp.com)

「FCG アメリカ ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。  
「FCG アメリカ ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG アメリカ ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。